

強い農業—規模拡大

(担い手への農地の集積・集約化)

(事業名)

- 農業委員会交付金【農林水産省】
- 農地中間管理機構による集積・集約化活動【農林水産省】
- 農地利用最適化交付金【農林水産省】

(事業概要)

・農業を成長産業化し、競争力のあるものにするため、農地中間管理機構や農業委員会による担い手への農地の集積・集約化を加速化する。

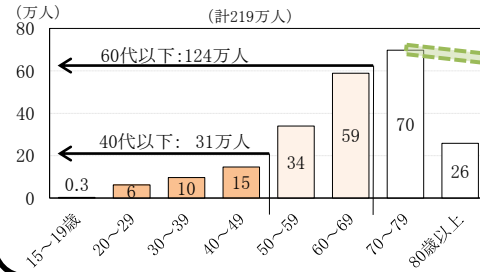
平成28年11月11日
農 林 水 産 省

農業就業者と農地の状況

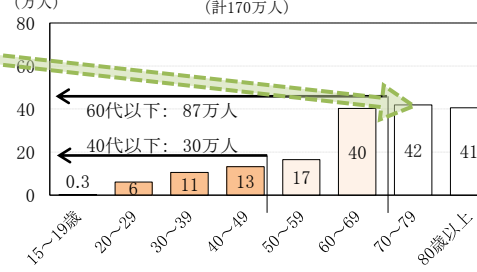
農業就業者の減少

- 60歳以上が約7割、50歳未満が約1割であり、**著しくアンバランス**
- このままでは、**5年後、10年後にリタイアする農業者が急増**

- 農業就業者数の試算
平成22年(現状)



- 農業就業者数の試算
平成37年(すう勢)



- 5年後、10年後の**展望が描けない集落・地域が増加**している状況

- 今後、リタイアする人の農地を担い手に円滑に集積していかなければ、**耕作放棄地が更に増大するおそれ**

耕作放棄地等の状況

- 土地持ち非農家を中心に**耕作放棄地が更に増大**

- **荒廃農地** (市町村による客観ベースの調査)

	荒廃農地面積計	再生利用が可能な荒廃農地 (A分類)	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地 (B分類)	(参考値) 再生利用された面積 (実績値)
平成26年 (実績値)	27.6 (27.3)	13.2 (13.0)	14.4 (14.3)	1.0

(単位: 万ha)

(※「A分類」は、農地法第30条に基づく「利用状況調査」により把握した「1号遊休農地」と一致。)

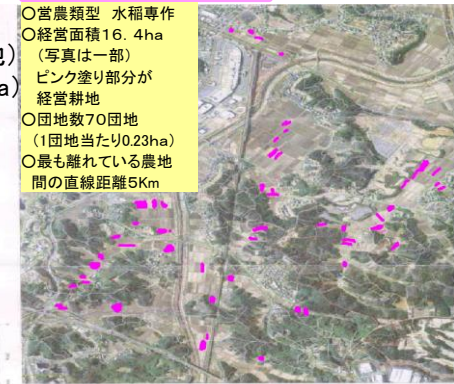
- 注: 1 「荒廃農地」とは、「現に耕作が供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。
- 2 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。
- 3 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。

農地の分散化の状況

- 一方で担い手の経営規模は拡大しても、農地が分散(ほ場が小さい・遠い)しているため非効率

- 平均経営面積: 18.4ha (14.9ha)
- 平均団地数: 31.5団地 (25.0団地)
- 1団地の平均面積: 0.59ha (0.6ha)
- 最も離れている農地間の平均距離: 4.3km (3.6km)
- 大規模団地 (2ha以上)
 - ・団地数: 1.7団地 (1.3団地)
 - ・面積: 5.7ha (4.6ha)

T県N市A認定農業者の事例



資料: 農林水産省「平成25年度農地の面的集積に関する市町村実態調査」
注意: 調査対象229経営体のうち、平成18年調査と同一の経営体である、93経営体(北海道及び無回答の経営体を除く)の平均値である。
() は、平成18年調査の結果である。

農地中間管理機構とは

農地流動化の問題点

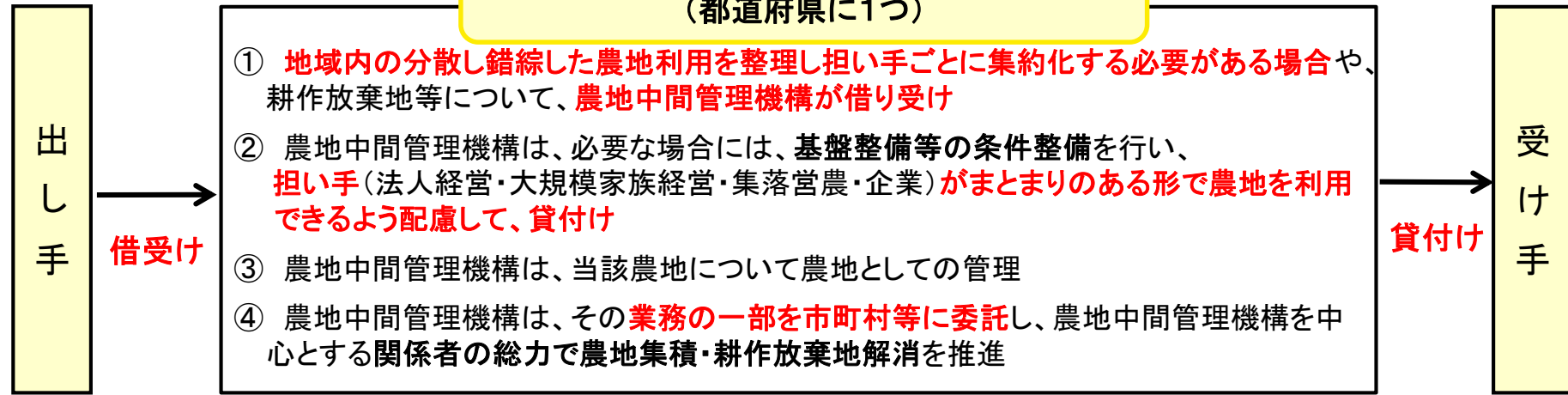
- 従来の農地流動化の施策では出し手・受け手との相対協議を前提としており、地域全体として農地流動化を進めようという機運ができておらず、分散錯圃の解消にもつながりにくい。

政策の展開方向

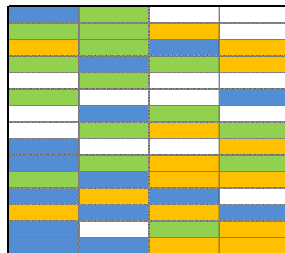
農地中間管理機構の整備・活用（法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進）

※農地中間管理事業の推進に関する法律
（平成25年法律第101号）
制定 平成25年12月13日
公布 平成26年2月26日
施行 平成26年3月1日

農地中間管理機構（農地集積バンク）
（都道府県に1つ）



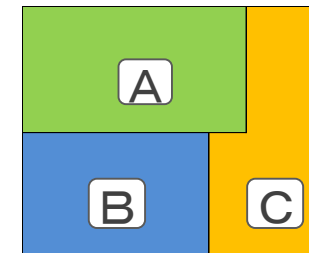
地域内の分散・錯綜した農地利用



農地の集約(イメージ)



担い手ごとに集約化した農地利用



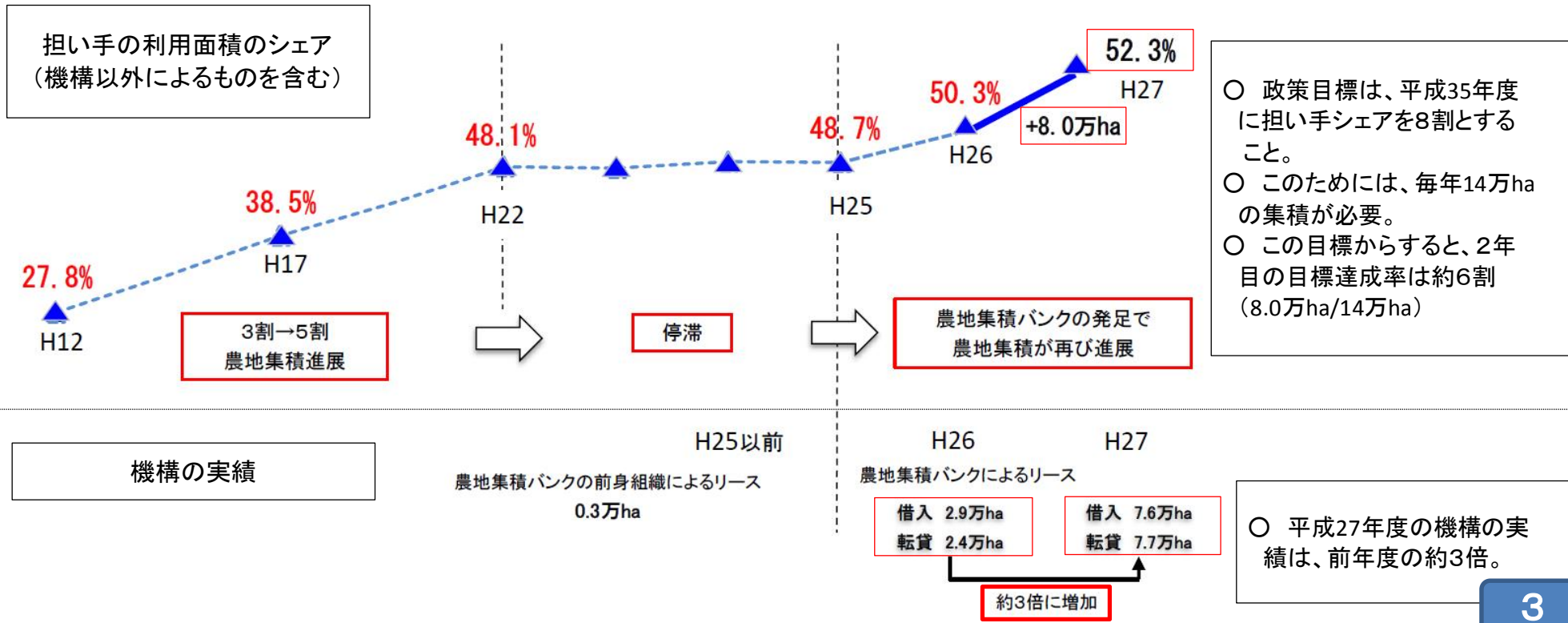
農地の集積・集約化でコスト削減

平成27年度の農地中間管理機構の実績等について

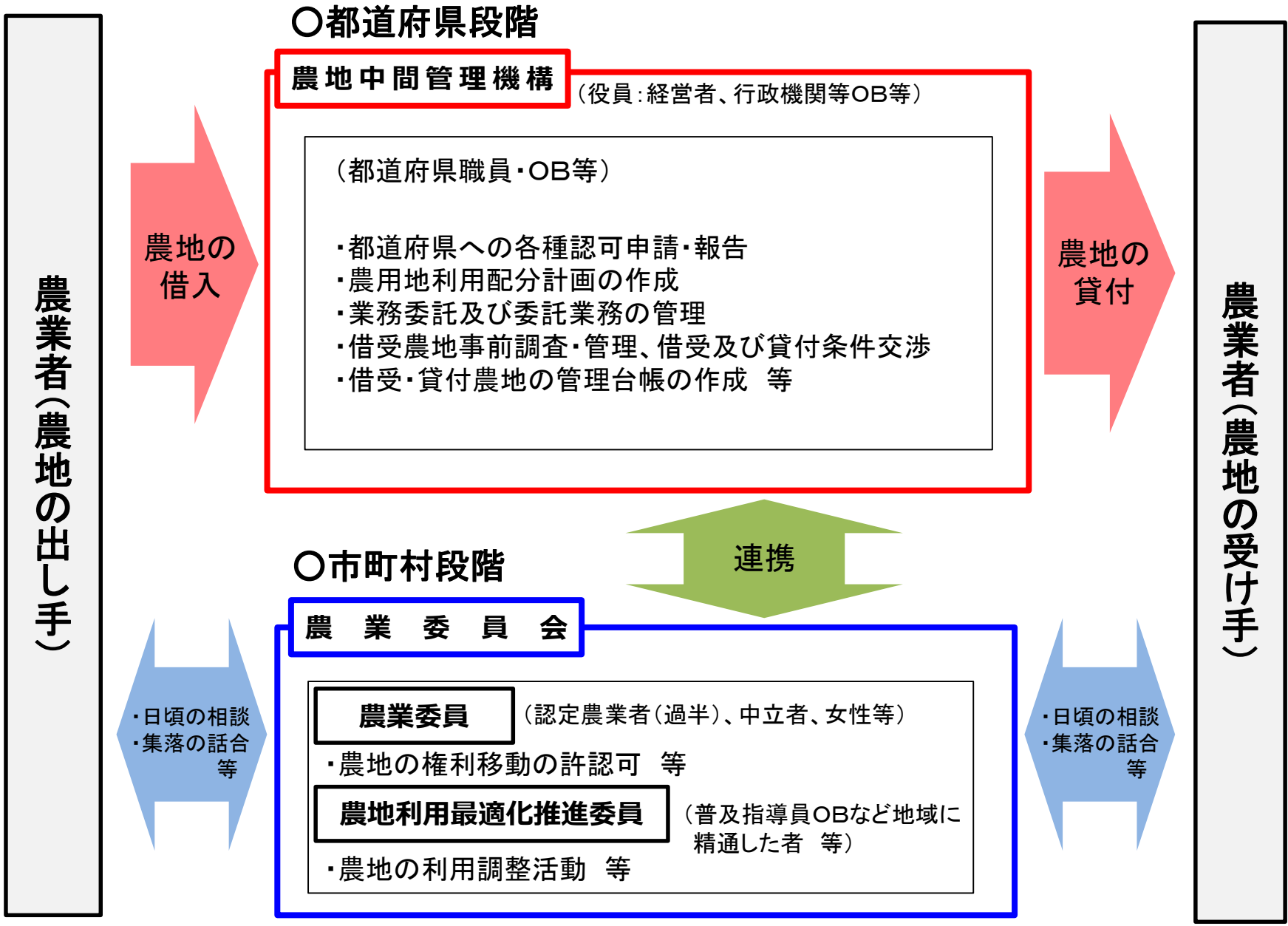
目標

○ 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**（農地の集積・集約化でコスト削減）

- 機構を軌道に乗せるための方策を推進してきた結果、**平成27年度の機構の実績は、初年度（26年度）の3倍程度に拡大**。
 - ・ 県によって濃淡はあるものの、**初年度の手探り状態を脱し自信を持って取り組む県が多くなってきている**ところ。
- **担い手の利用面積**（機構以外によるものを含む）は、平成27年度は**8.0万ha増加し、政策目標（1年間に14万ha）の約6割**。
- **28年度も更に改善を図り、機構を軌道に乗せ、政策目標の達成に向けて、全力をあげていく**考え。
 - ・ 相続未登記農地の問題についても改善策を検討。



担い手への農地集積・集約化の役割分担



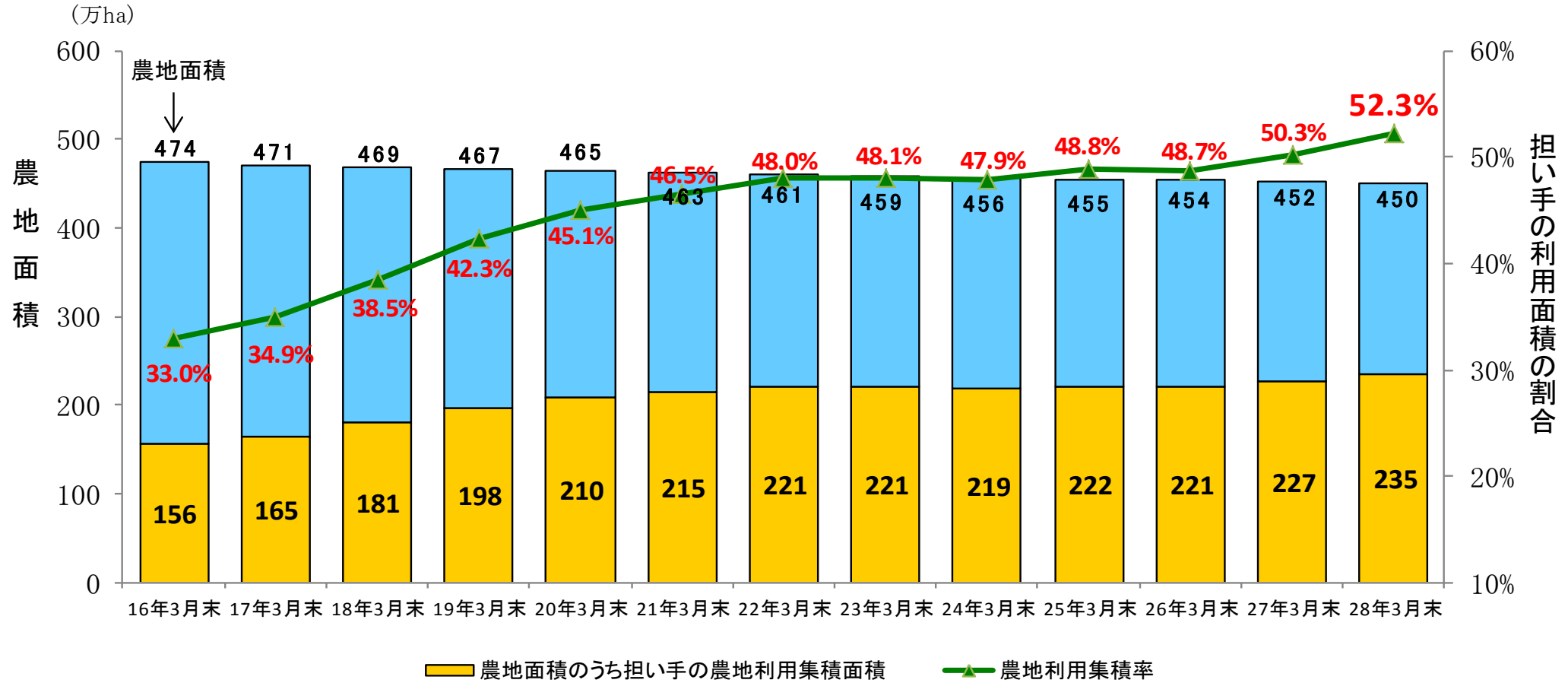
担い手への農地の集積・集約化

(参考資料)

平成28年11月11日
農 林 水 産 省

農地面積と担い手の利用面積(ストック)の推移

我が国の農地面積は、転用や荒廃農地の発生等により年々減少し、27年度で450万ha。そのうち、担い手による利用面積は235万haであり、その割合は52.3%。



資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「集落営農実態調査」(組替集計)、農林水産省調べ

注:「担い手の利用面積」とは、認定農業者(特定農業法人含む)、認定新規就農者、市町村基本構想の水準到達者、集落営農経営が所有権、利用権、農作業受託(集落営農経営については、農作業受託のみ)により経営する面積

各都道府県の農地集積の実績

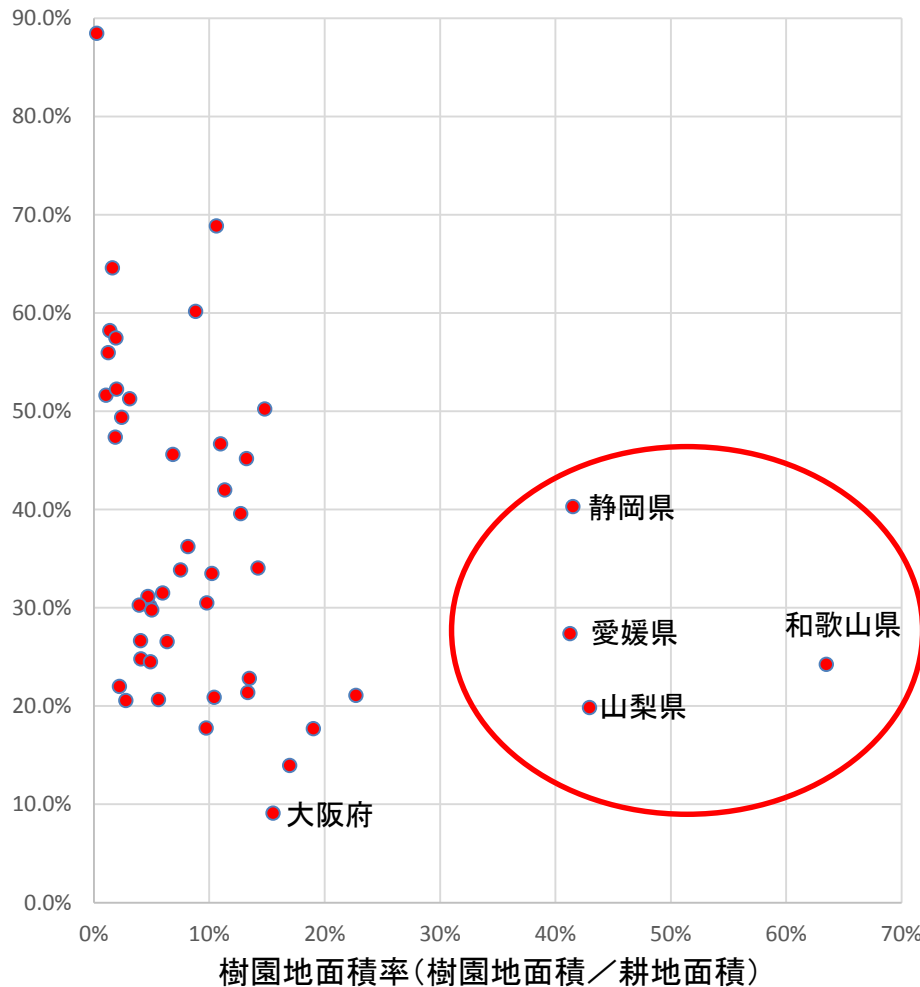
○ 担い手への農地集積率は全国的には上昇傾向。ただし、地域的な格差が見られる。

都道府県	年間集積 目標面積 (ha) (①)	全耕地面積 (ha) 【27年】 (②)	担い手への 集積面積の状況 【28年3月末】		平成27年度の機構の借入・転貸面積の状況 【27年4月～28年3月】			
			担い手への 集積面積 (ha) (③)	集積率	機構の 転貸面積 (ha) (④)	うち新規 集積面積 (ha) (⑤)	年間集積目 標に対する 機構の寄与 度 (⑥=⑤/ ①)	機構の 寄与度に 基づく順位
1 北海道	9,560	1,147,000	1,014,658	88.5%	9,475	642	7%	34
2 青森	7,270	153,300	76,989	50.2%	1,813	835	11%	29
3 岩手	6,740	151,100	74,635	49.4%	5,222	2,327	35%	4
4 宮城	5,580	129,400	66,815	51.6%	2,905	1,752	31%	6
5 秋田	4,640	149,500	96,558	64.6%	3,679	2,038	44%	3
6 山形	4,900	121,100	72,870	60.2%	5,105	1,683	34%	5
7 福島	5,420	144,000	43,462	30.2%	2,576	906	17%	20
8 茨城	6,130	170,900	45,542	26.6%	3,557	1,254	20%	14
9 栃木	6,230	124,500	58,967	47.4%	1,249	725	12%	27
10 群馬	3,240	71,900	22,388	31.1%	373	133	4%	41
11 埼玉	2,590	76,300	18,911	24.8%	632	163	6%	36
12 千葉	3,980	126,800	26,083	20.6%	786	347	9%	33
13 東京	240	7,130	1,504	21.1%	2	2	1%	45
14 神奈川	600	19,600	3,466	17.7%	15	3	1%	45
15 山梨	750	24,200	4,804	19.9%	213	151	20%	14
16 長野	5,010	108,900	37,067	34.0%	1,469	314	6%	36
17 静岡	3,580	67,900	27,369	40.3%	440	210	6%	36
18 新潟	6,570	172,000	100,107	58.2%	4,021	1,898	29%	7
19 富山	2,330	58,800	32,909	56.0%	1,569	662	28%	9
20 石川	2,030	42,100	21,586	51.3%	1,350	1,108	55%	2
21 福井	1,600	40,600	23,332	57.5%	2,832	953	60%	1
22 岐阜	2,750	56,900	17,925	31.5%	2,756	507	18%	19
23 愛知	3,720	76,900	26,031	33.9%	479	253	7%	34
24 三重	2,670	60,200	20,158	33.5%	969	501	19%	17
25 滋賀	2,340	52,600	27,491	52.3%	1,749	495	21%	12
26 京都	1,170	31,000	5,511	17.8%	773	182	16%	21
27 大阪	230	13,200	1,203	9.1%	36	22	10%	32
28 兵庫	3,580	75,000	16,499	22.0%	2,235	758	21%	12
29 奈良	490	21,800	3,046	14.0%	172	60	12%	27
30 和歌山	1,190	33,700	8,176	24.3%	56	26	2%	43
31 鳥取	1,090	34,700	8,499	24.5%	713	300	28%	9
32 島根	1,560	37,500	11,357	30.3%	900	405	26%	11
33 岡山	1,910	66,400	13,729	20.7%	506	245	13%	26
34 広島	1,620	56,000	11,694	20.9%	1,187	473	29%	7
35 山口	2,280	48,400	12,854	26.6%	1,472	464	20%	14
36 徳島	890	30,100	6,867	22.8%	81	50	6%	36
37 香川	1,270	31,000	9,456	30.5%	400	197	16%	21
38 愛媛	2,320	50,400	13,788	27.4%	179	56	2%	43
39 高知	1,100	28,100	6,010	21.4%	170	70	6%	36
40 福岡	4,170	84,500	39,437	46.7%	2,264	800	19%	17
41 佐賀	1,200	53,000	36,490	68.8%	1,403	33	3%	42
42 長崎	2,700	49,100	19,434	39.6%	1,421	407	15%	23
43 熊本	5,620	114,100	51,560	45.2%	1,893	615	11%	29
44 大分	3,260	56,600	20,510	36.2%	1,098	349	11%	29
45 宮崎	3,090	67,900	30,964	45.6%	1,898	433	14%	24
46 鹿児島	6,270	120,800	50,711	42.0%	2,761	897	14%	24
47 沖縄	1,730	38,600	11,499	29.8%	15	11	1%	45
計	149,210	4,496,000	2,350,920	52.3%	76,864	267,125	18%	—
(参考)前年度	149,210	4,518,000	2,271,193	50.3%	23,896	7,349	5%	—

果樹園地・中山間地域の農地集積の状況

○ 果樹園地や中山間地域が多い県・地域で集積率が特に低い。

【樹園地率と農地集積率の関係】



【特定農山村地域の指定と農地集積率の関係】(石川県の例)



※「特定農山村地域」とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づき、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業従事者数等からみて農林業が重要な事業である地域として公示されたものをいう。

農業委員会法改正(28年4月1日施行)

農業委員会が、その主たる使命である、農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)をより良く果たせるようにする

①農業委員会業務の重点化

- 農業委員会の業務の重点は、農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進であることを明確化(必須業務に位置付け)

②農業委員の選出方法の変更

- 地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更
- 農業委員の定数を現行の半分程度とするとともに、委員の構成を以下のとおり要件化
 - ・ 農業委員の過半を原則として認定農業者
 - ・ 農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上任命

③農地利用最適化推進委員の新設

- 農業委員とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員を新設(農業委員会の区域内の農地面積の100haに1人の割合で配置)

新制度への移行時期

新制度へ移行する農業委員会数

28年度	29年度	30年度	全国計
322(19%)	1,199(70%)	187(11%)	1,708

※ ()内は全国計に占める割合